明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七）　一
〔官庁報告〕
国家試験
通訳案内士試験合格者（観光庁）　六
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一四
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事一部完了、司法書士名簿登録等、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三〇
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四二
会社その他　四三
会社決算公告　四六

省令

○厚生労働省令第十七号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年二月十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(ii)(イ)を次のように改める。

(イ)　その雇用する有期契約労働者の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員への転換

第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(ii)(ロ)中「有期契約労働者等」を「無期契約労働者」に改め、同号ハ(1)(ii)(ハ)中「(派遣労働者」の下に「(派遣元事業主と期間の定めのある労働契約を締結している者に限る。)」を加え、同号ハ(1)(ii)(ニ)を同号ハ(1)(ii)(ヘ)とし、同号ハ(1)(ii)(ハ)の次に次のように加える。

(ニ)　その指揮命令の下に労働させる派遣労働者（派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結している者に限る。）の勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員としての雇入れ

(ホ)　その雇用する勤務地限定正社員、職務限定正社員又は短時間正社員の通常の労働者への転換

第百十八条の二第一項第二号ロを次のように改める。

ロ　前号ハ(1)(ii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置及び前号ハ(4)の措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）

第百十八条の二第二項中「同号ロ(1)中「三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「四十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、五十万円）」と、同号ロ(2)中「対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき二十五万円、その他の労働者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき三十万円、その他の労働者一人につき二十万円）」を「同号ロ中「対象者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十五万円、その他の労働者一人につき四十万円）」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項第一号ハ(1)(ii)(イ)から(ニ)までの措置が、労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより、その雇用する有期契約労働者等の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員への転換又はその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の勤務地限定正社員若しくは職務限定正社員としての雇入れを実施するための制度を整備することによつて行われた場合における同項第二号ロの規定の適用については、「三十万円」とあるのは「母子家庭の母等又は父子家庭の父である労働者一人につき三十五万円、その他の労働者一人につき三十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき七万五千円」と、「四十万円」とあるのは「母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十五万円、その他の労働者一人につき四十万円及び当該措置が実施された一の事業所につき十万円」とする。